

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県国東市長

## 公表日

令和6年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	定期予防接種の実施及び、費用の徴収に関して特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①実施対象者の把握 ②台帳管理に関する事務 ③費用徴収に関する事務 ④健康被害救済に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等の予防接種
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名統合システム、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第14、第126 (新型インフルエンザ等感染症対策に係る予防接種事務) ・番号法第19条第16号(新型インフルエンザ等感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号 委託先への提供
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、153、154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民健康課
②所属長の役職名	市民健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民健康課 保健推進係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報 4. 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2  【情報照会の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 1. ②事務の概要	定期予防接種の実施及び、費用の徴収に関して特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ①実施対象者の把握 ②台帳管理に関する事務 ③費用徴収に関する事務 ④健康被害救済に関する事務 ⑤新型コロナウイルスの予防接種	定期予防接種の実施及び、費用の徴収に関して特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ①実施対象者の把握 ②台帳管理に関する事務 ③費用徴収に関する事務 ④健康被害救済に関する事務 ⑤新型コロナウイルスの予防接種 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和4年6月30日	I 関連情報 1. ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名統合システム	健康管理システム、中間サーバー、宛名統合システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	事前	
令和4年6月30日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第10、第93の2	番号法第9条第1項 別表第一の第10、第93の2 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号 委託先への提供	事前	
令和4年6月30日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第17項、第18項、第19項、別表第二の115項の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2項、16の3項、別表第二の115項の2  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2項、17項、18項、19項、別表第二の115項の2	事前	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	平成27年6月30日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	定期予防接種の実施及び、費用の徴収に関して特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ①実施対象者の把握 ②台帳管理に関する事務 ③費用徴収に関する事務 ④健康被害救済に関する事務 ⑤新型コロナウイルスの予防接種 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	定期予防接種の実施及び、費用の徴収に関して特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ①実施対象者の把握 ②台帳管理に関する事務 ③費用徴収に関する事務 ④健康被害救済に関する事務 ⑤新型コロナウイルス等の予防接種	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名統合システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、中間サーバー、宛名統合システム、AWS（ガバメントクラウド）	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第10、第93の2 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号 委託先への提供	番号法第9条第1項 別表の第14、第126（新型コロナウイルス等感染症対策に係る予防接種事務） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス等感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号 委託先への提供	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2項、16の3項、別表第二の115項の2  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2項、17項、18項、19項、別表第二の115項の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、153、154の項  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、27、153の項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署	①医療保健課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室②医療保健課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	①市民健康課 ②市民健康課長	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	医療保健課 地域医療係・新型コロナウイルスワクチン接種対策室	市民健康課 保健推進係	事後	
令和6年12月9日	IIしきい値判断項目1. 対象人数と2. 取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年12月9日時点	事後	
令和6年12月9日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業		特定個人情報の取扱いに手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年12月9日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えらる対策		[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [十分である] 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置を実施している。	事後	